

市役所の窓口で「通訳アプリ」が、市役所への電話で「通訳」が使えるようになりました！

☎ 多文化共生課(☎27-2731)

窓口での通訳アプリの利用

市役所の窓口で、タブレット端末などを使った機械翻訳と映像通訳が利用できるようになりました。

利用可能時間 各窓口の開設時間

対応窓口 市役所、各支所、多文化共生センター、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター、くわまるプラザ(保健センター)

対応言語 機械翻訳および映像通訳は20言語、機械翻訳は11言語

電話での通訳の利用

市役所に電話をかけるときに通訳を使いたい人は多言語コールセンターに電話してください。

電話番号 050-1722-1339

利用可能時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

対応言語 11言語



市HP

対応言語

【窓口通訳アプリ】

●機械翻訳および映像通訳＝英語、中国語、韓国語、ブラジルポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、タガログ語、ネパール語、ヒンディ語、インドネシア語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、クメール語、マレー語、イタリア語、ミャンマー語、モンゴル語、シンハラ語

●機械翻訳＝アラビア語、ウルドゥー語、ベンガル語、オランダ語、デンマーク語、トルコ語、ハンガリー語、ポーランド語、ポルトガル語、ラーオ語、ウクライナ語

【電話通訳】

英語、ベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、インドネシア語、ネパール語、中国語、ベンガル語、ウルドゥー語、ミャンマー語

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険 保険料(料)の通知書を郵送します

☎ 国保税Ⅱ国民健康保険課(☎27-2736)
後期高齢者医療保険料Ⅱ年金医療課(☎27-2739)
介護保険料Ⅱ介護保険課(☎27-2742)

国民健康保険税(国保税)の納税通知書と、後期高齢者医療制度・介護保険の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料(料)は、定められた納期限までに納めましょう。

納付の方法・納期

保険税(料)の納付方法には、口座振替や納付書で納付する普通徴収と、年金からあらかじめ差し引いて納付する特別徴収があります。普通徴収の納期は下表のとおりです。特別徴収の場合は年金支給月(年6回)の年金から差し引きます。

保険税(料)などの相談を電話で受け付けます

保険税(料)の内容や制度に関する質問や相談を、電話で受け付けます。保険税(料)の通知書を用意の上、電話をしてください。通知書発送後は窓口が混雑し、待ち時間が長くなる

保険税(料)普通徴収の納期

納期	納期限(口座振替日)
1期	7月31日(金)
2期	8月31日(月)
3期	9月30日(水)
4期	11月2日(月)
5期	11月30日(月)
6期	12月25日(金)
7期	令和9年2月1日(月)
8期	令和9年3月1日(月)

災害など特別な事情で一時的に保険税(料)が支払えなくなったときは、分割納付や一定期間の納付猶予、減免などを受けられることがあります。早めに相談してください。

支払いに困ったら相談を

場合があります。混雑緩和のため、できるだけ電話で問い合わせてください。

中小企業GX推進事業費補助金

☎ 商工労働課(☎27-2754)

市内の個人事業主や中小企業者などがGX(グリーントランスフォーメーション)経営に取り組むための設備投資に係る経費の一部を補助します。対象設備や補助金額などの詳細は市HPを確認してください。

対 次の条件を全て満たす事業者

- 市内に事業所を有する個人事業主または中小企業者など
- 市税の滞納がない
- 主な事業の収入が所得税法に定める事業所得として計上されている
- 日本標準産業分類に定める農業、林業および漁業に該当する事業を営む者でない
- 法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する公共法人でない
- 政治団体もしくは宗教上の組織または団体でない
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する事業を営む者でない

対象経費 市内の事務所・工場・店舗などに事業用として設置するもので、導入により省エネルギー化が見込めるなど、補助対象の要件を満たす設備の施工費を含む設備等導入経費および撤去処分費

補助金額 100万円から400万円までで対象経費の3分の1または3分の2以内です
※上限額と補助率は従業員に対して表明する賃上げ率に応じて変わります。千円未満は切り捨てです

申 7月27日(月)から10月30日(金)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送でGX補助金事務局へ
※交付決定額が予算額に達した場合は、申請期間内であっても受け付けを終了します
※申請書は商工労働課にあります。市HPからダウンロードもできます

宛先 〒370-0831 高崎市あら町167 高崎第一生命ビル2階 伊勢崎市GX補助金事務局



市HP

問い合わせは「GX補助金事務局」へ

時 平日の午前9時～午後5時
問 GX補助金事務局(☎027-325-2202)

国民健康保険・後期高齢者医療制度 長期入院時の食事代負担軽減

☎ 国民健康保険加入者Ⅱ国民健康保険課(☎27-2735)
後期高齢者医療制度加入者Ⅱ年金医療課(☎27-2739)

マイナ保険証などの提示で1カ月の支払いが自己負担限度額までに

現在、多くの医療機関でオンライン資格確認の仕組みを導入しています。入院などで医療費が高額になる場合に、マイナ保険証または資格確認書を提示し所得区分の情報提供に同意することで、医療機関がオンラインで負担区分を確認できるため、医療機関の窓口での1カ月の支払いが自己負担限度額までとなります。

※国民健康保険税の滞納がある場合は、滞納分を納付する必要があります
※世帯内で所得の未申告者がいる場合は、適切な所得区分が反映されませんので申告をしてください

住民税非課税世帯で長期入院中の入

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している、住民税非課税世帯の人は、過去12カ月の入院日

数が90日を超えた場合、入院したときの食事代の負担が軽減されることがあります。国民健康保険または年金医療課で申請が必要です。申請方法などの詳細は問い合わせてください。

後期高齢者医療制度に加入している人

後期高齢者医療制度では、マイナ保険証を持っていない人または定期的に利用していない人で、限度額情報に記載された資格確認書(有効期限が7月末までのもの)が既に交付されている人には、7月上旬以降に限度額情報に記載された新しい資格確認書を送付します。

新たに限度額情報に記載された資格確認書の交付を希望する場合は申請が必要です。

